（第六面）

（単位：百万円）

ＣＲ５ａ：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー
［略］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

［ａ～ｑ　略］

ｒ　項番７ｂ「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により100パーセント、250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400％の欄に、それ以外の投資であれば250％の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

［ｓ～ｊｊ　略］

（第六面の二）

（単位：百万円）

ＣＲ５ｂ：標準的手法―リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとＣＣＦ
［略］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

［ａ～ｋ　略］

ｌ　項番５「90％―100％」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額（自己資本比率告示第五十三条第四項の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を含む。）を記載すること。

［ｍ・ｎ　略］

（第六面）

（単位：百万円）

ＣＲ５ａ：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー
［同左］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

［ａ～ｑ　同左］

ｒ　項番７ｂ「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば400％の欄に、それ以外の投資であれば250％の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。

［ｓ～ｊｊ　同左］

（第六面の二）

（単位：百万円）

ＣＲ５ｂ：標準的手法―リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとＣＣＦ
［同左］

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

［ａ～ｋ　同左］

ｌ　項番５「90％―100％」の項には、90パーセント以上100パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

［ｍ・ｎ　同左］